

## 第2章 災害予防計画

---

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地区画整理事業を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

### 第1節 河川災害予防計画

#### 1 河川の現況

近年、宅地等の開発により土地の保水・遊水機能が低下したことによって、水害の危険性が高まっている。

現在の河川の整備状況は、一級河川大井川の堤防整備は完了しており、河口部における堆積土砂の掘削や一部の堤防における水衝部の洗掘対策及び漏水対策等が行われている。また、二級河川では、瀬戸川、朝比奈川、梅田川、柄山川、石脇川の河川改修が促進され、安全性の向上が図られているが、他の二級河川については、改修が進んでいない。準用河川及び普通河川についても、整備水準は高い状況にはない。

#### 2 河川の治水対策

一級河川及び二級河川については、管理者である国、県に対し、河川改修の促進を積極的に働きかける。

準用河川については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等を推進する。普通河川については、流下能力向上のために道路改良事業、公共下水道事業等の他事業との調整を図り計画的に整備を推進する。

流域の適正な土地利用の誘導を含め、総合的な治水対策を推進する。志太地域流域治水協議会の各河川流域において策定する計画に基づいた対策を着実に進め、浸水被害の軽減に努める。

#### 3 水防に関する施設及び設備

雨量・水位等観測施設及びカメラ画像等に関する水防監視システム整備を推進する。

#### 4 浸水想定区域の指定

国・県は、洪水予報を実施する河川又は避難判断水位（洪水特別警戒水位）を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定

される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表する。

知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

## 5 浸水想定区域の指定に伴う実施事項

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節3を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、焼津市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

市は、地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- （1）地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
- （2）要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
- （3）大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

ア 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

イ 市長は、上記指示を受けたにもかかわらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

エ 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いた時は、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

市長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。(資料編(風水害対策)2-1-4①、②)

## 6 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

# 第2節 海岸保全災害防除計画

## 1 海岸の特徴

本市の海岸線は、大井川からの流出土砂の減少等により田尻北から利右衛門にかけての海岸の侵食が著しい状況にある。大崩海岸においても侵食が激しく、岩盤は風化により崩れることがあり、自然景観を保全しつつ、海岸の侵食防止と県道静岡焼津線の交通確保を図る必要がある。

海岸堤防は、高潮・高波対策としてT.P6.0m以上に嵩上げ整備されているが、第4次地震被害想定により発生するであろう地震・津波に対しての粘り強い構造への改良が必要となっている。

## 2 計画

海岸の侵食防止、高潮・高波被害の防止の対策、防潮堤の耐震化及び強化の安全対策を国、県に働きかける。また、大崩海岸は自然景観を保全しつつ海岸線の侵食や岩盤の風化による崩壊を防止するよう県に働きかける。なお、災害時に備えて情報の提供や警戒避難体制の確立に努めるものとする。

## 3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等

県は、高潮により相当な損害が生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節5のとおり。

市は、県が高潮浸水想定区域を指定した場合は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

## 第3節 港湾・漁港海岸保全災害防除計画

大井川港海岸は、大井川河口部左岸に位置し、飯淵地区と利右衛門地区からなる海岸で、飯淵地区は堤防を整備し海岸を保全すると共に、侵食傾向にある利右衛門地区は防潮堤や離岸堤を整備し海浜の維持を実施している。また、県内中西部の物流活動の要衝となっている大井川港には、救援活動に従事する船舶の接岸施設として、十分な耐震性を有する耐震強化岸壁2バース（-5.5m、-6.5m）が整備されている。

（資料編（風水害対策）2-3-1①）

大井川港港湾管理者（市）は、既存の海岸堤防や防潮堤等の施設点検を実施し維持保全に努めると共に、港湾背後地への安全性の確保を図る。また、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、市は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走锚等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

焼津漁港海岸は、大井川の流出土砂により形成された大井川扇状地に位置し、長く連続した砂礫浜の石津浜海岸、及び瀬戸川と虚空蔵山との間に形成する浜當目海岸と、背後に焼津の市街地を控え静岡県の漁業活動の拠点となっている焼津漁港からなる海岸である。

侵食傾向にある浜當目地区は、県が離岸堤並びに護岸を設置して海浜の維持を図っている。中港から小川地区は、県が防潮堤（耐震構造）を建設し、焼津漁港には救援活動に従事する船舶の接岸施設として、十分な耐震性を有する耐震強化岸壁を整備した。

（資料編（風水害対策）2-3-1②、③）

## 第4節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画

### 1 基本方針

各種道路の防災性の確保を図り、災害時の避難路としての役割向上と緊急車両通行に支障のないように配慮する。また、市役所をはじめ救急指定病院、消防防災センター・消防署（分署）、防災関係機関、その他公共公益施設等との連絡路としての役割にも配慮する。

### 2 主要道路の整備

都市計画道路並びに1級・2級の市道については点検を実施し、道路・橋りょう等の安全性の確保と、災害時における避難路及び緊急車両・輸送車両等の通行のため有効な幅員を確保する。また、がけ崩れ等の土砂災害からの保全を図る。

### 3 生活道路の整備

生活道路は、一時的な避難路及び避難路へ接続する道路として、防災対策や安全対策等に配慮し、狭隘道路の解消に努め、避難しやすい安全性を確保した構造の道路として整備する。

### 4 道路環境の整備

災害に強い道路環境を創出するために、次の項目について整備を実施する。

- (1) 道路の拡幅及び緑化（延焼遮断帯としての効果）
- (2) 道路標識・避難地の標識の改良（避難活動への効果）
- (3) 駐車場の確保（路上駐車を無くし、災害活動への効果）
- (4) 駐輪場の確保（放置自転車、放置バイクを無くし、災害活動・避難活動への効果）

## 5 橋りょうの改良

橋りょうの点検を実施し、防災対策上、安全性に配慮した橋りょうの補強を推進する。

## 6 鉄道

鉄道事業者は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。

# 第5節 砂防、地すべり、急傾斜地災害防除計画

## 1 砂防事業

県は、土石流が発生するおそれのある渓流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防施設の整備を実施する。

### (1) 砂防事業

砂防えん堤、渓流保全工事等の砂防施設の整備を計画的に実施する。

### (2) 現況

高草山一帯には、土石流危険渓流指定箇所が23箇所ある。

本市の指定地は、資料編（風水害対策）2-5-1①、②のとおりである。

### (3) 対策

ア 国や県と連携を密接にしながら、砂防指定地の拡大や山腹崩壊、土石流の危険箇所の防災対策を促進していく。

イ 災害時に備えて情報の提供や警戒避難体制の確立に努める。

## 2 地すべり対策事業

県は、地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

### (1) 地すべり対策事業

地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。

### (2) 現況

高草山一帯には、地すべり防止区域が2箇所ある。

本市の指定地は、資料編（風水害対策）2-5-2のとおりである。

### (3) 対策

ア 国や県と連携を密接にしながら、地すべり防止区域の防災対策を促進していく。

イ 災害時に備えて情報の提供や警戒避難体制の確立に努める。

## 3 急傾斜地崩壊対策事業

県は、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

### (1) 急傾斜地崩壊対策事業

法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。

## (2) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

## (3) 現況

高草山一帯は、30度以上の急斜面が多く、山裾には住居が多く位置しているため崩壊による災害の危険性がある。そこで、急傾斜地の崩壊を防止するために、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、急傾斜地の崩壊防止工事を促進する。

本市の急傾斜地崩壊危険区域一覧は、資料編（風水害対策）2-5-3（3）のとおり。

## (4) 対策事業の区域指定基準

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策事業並びに緊急急傾斜地崩壊対策事業を実施するための区域指定基準は、資料編（風水害対策）2-5-3（4）のとおり。

## 4 危険箇所周辺の土地利用規制

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)急傾斜地に対し災害を予防し積極的に防災工事を実施していく上でも、県知事の急傾斜地崩壊危険箇所の指定が前提条件となる。

急傾斜地の崩壊により人家の倒壊等著しい被害のあったところ、又は著しい被害を及ぼす恐れのあるところは優先して区域指定を受け、その他の危険箇所においても危険度や地域の実情等を考慮のうえ、極力指定の促進を図らなければならない。

指定区域内では、水の放流、工作物の設置、立竹木の伐採等の有害行為を取締り、防災措置の勧告、改善措置の命令等を行うことになっている。

### イ 災害危険区域の指定（建築基準法）

急傾斜地崩壊危険区域の指定された区域又は静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域内の住居の用に供する建築物は、原則的に禁止されている。本市の災害危険区域指定箇所は、資料編（風水対策）2-5-3（5）のとおり。

### ウ 宅地造成工事規制区域の指定（宅地造成等規制法）

がけ崩れ、土砂流出等の恐れのある危険住宅の造成の防止と危険な既存住宅の改善指導を行っているが、区域内で一定の宅地造成工事を行う場合は知事の許可が必要で、擁壁あるいはがけ面等が危険な状態になった場合は、勧告、改善命令等を発して危険を除去することになっている。

### エ 都市計画区域（都市計画法、建築基準法）

都市計画区域内において、建築物の用に供する目的で一定規模以上の開発行為をする場合、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）を含む開発行為は許可されない。また、がけに近接する危険宅地に建築物を建設する場合には、がけの形状、土質、建築物の位置、規模及び構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない等の急傾斜地に対する規制もある。

### オ がけ付近の建築物の建築制限

静岡県建築基準条例第10条の規定により、がけの高さが2メートルをこえるがけの下端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設ける等しなければならない。

## 5 市の助成

がけ地近接等危険住宅移転事業については、がけ地の崩壊及び土石流による危険が著しいため、建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域内の住宅、静岡県建築基準条例第10条の規定に基づくがけの高さが2メートルを越えるがけの下端からの水平距離が、がけの高さの2倍以内の位置にある不適格建築物（危険住宅）、土砂災害特別警戒区域内の住宅の除去等に要する経費並びに危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費に対して、市は補助金を交付するものである。

## 6 土砂災害のソフト対策

### (1) 土砂災害警戒区域等の指定、公表

県は、土砂災害（土石流・地すべり・かけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある場所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。また、県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。

### (2) 土砂災害特別警戒区域における規制等

県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。また、市は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

### (3) 土砂災害防止法に基づき定める事項

市は、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

#### ア 土砂災害警戒区域に関する情報

土砂災害警戒区域（資料編（風水害対策）2-5-4①、②）における警戒避難体制については、焼津市避難情報の判断・伝達マニュアルに定める。

#### イ 土砂災害に関する情報及び予警報の伝達等

市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定し、住民等が発令に対応した防災活動等が適切に行えるよう、必要な情報を住民等へ伝達する。（風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「情報収集・伝達」に準ずる。）

市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

#### ウ 避難施設

避難施設（避難所）は、資料編（共通対策）3-7-3①のとおり定める。

#### エ 土砂災害に対する防災訓練の実施

市は、県と連携して、土砂災害に対する防災訓練を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

#### オ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地

資料編（風水害対策）2-5-4③のとおり。

#### カ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報及び予警報の伝達等

上記要配慮者利用施設に対しては、土砂災害警戒情報の発表及び避難指示の発令の前に、避難準備が必要な旨を電話、又はFAXにより伝達する。避難が間に合わない場合には、垂直避難により安全を確保することを直接施設に対して伝達する。

#### キ 救助に関する事項

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。）

### (4) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

ア 土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- イ 市長は、上記指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- エ 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

#### (5) 住民への周知

市長は、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・かけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (6) 避難指示等の解除

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

#### (7) 事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

#### (8) 土砂災害警戒区域等の周知

県は、インターネットによる土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

## 第6節 山地災害防除計画

治山事業は、災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全等を目的として、森林の維持造成を実施するものである。本市では、高草山山麓一帯が山地災害危険地区として山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区とされており、土砂災害を防止する施設の設置が必要である。

### 1 本市の山地災害対策

- (1) 山腹崩壊危険箇所等の治山事業の促進を図る。
- (2) 県に対しても治山事業の促進を図るよう要請を行う。

### 2 総合的な対策

山地災害危険地区、地すべり危険箇所における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

また、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強

化、流木対策等を推進するものとする。

本市におけるそれぞれの危険地区は、資料編（風水害対策）2-6-1のとおりである。

## 第7節 林道災害防除計画

### 1 現況

民有林の造林育成管理及び山地荒廃の予防監視として林道巡回線が整備されているが、雨水及び地質風化等による自然崩壊が見られる。常に路面、路肩の損傷部分の改修、および補強等必要な措置を行い、危険箇所等の点検を実施しながら維持管理を図る。

### 2 既設林道

既設林道の延長は、資料編（風水害対策）2-7-2のとおり。

## 第8節 農地災害防除計画

### 1 現況

本市は、静岡県の中部に位置し、その区域は志太平野の北東部を占めている。生産基盤である土地基盤整備（農道・排水路）、特に水路の改良に重点がおかれており、農地の災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る為、整備が必要である。

排水河川の変化及び地目変化など他動的原因により排水不良となった排水路、排水水門等の新設又は改修を行い、たん水被害を未然に防止する。

### 2 農業振興地域の状況

資料編（風水害対策）2-8-2のとおり。

### 3 既設農道の延長

資料編（風水害対策）2-8-3のとおり。

## 第9節 倒木被害防除計画

県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、県及び市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

## 第10節 盛土災害防除計画

市は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

また、市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

## 第11節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを基に、住民への周知及び意識啓発に努めるものとする。

### 1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難指示等の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

(3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。

### 2 住民への周知・意識啓発

(1) 県及び市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難場所への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 県及び市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等による避難行動計画作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

## 第12節 避難誘導体制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、土砂災害防災訓練等の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るために措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを基に、住民への周知に努める。

## 第13節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第2章災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難情報の事前準備計画 2住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市は、県、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- (1) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめた洪水ハザードマップ（ガイドブック含む）の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- (2) 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、土砂災害ハザードマップを住民に配布するとともに、引き続き、土砂災害に対する防災訓練を通じて住民等に周知するものとする。
- (3) 高潮については、今後、県で作成する浸水想定区域図を踏まえ、ハザードマップ等の作成を行い、住民等に周知するものとする。

## 第14節 自主防災活動

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。)